

宇都宮短期大学音楽科履修細則

(目的)

第1条 本細則は、学則第2章（履修方法、単位算定、課程修了の認定及び学習の評価）の第11条第5項の規定に基づき、履修方法等の取り扱いについて定めることを目的とする。

(履修方法)

第2条 学生は当該年度始めに、履修する科目の届を所定の期日までに提出しなければならない。

2 届け出をした科目以外の科目、同一時間に2科目以上の聴講及びすでに合格した科目を履修することはできない。

3 下級年次に配当された科目は、単位を取得していない科目に限って、自由に履修することができる。

4 一年間に履修科目として登録することができる単位数の上限を49単位とする。ただし、教職課程を履修するものは、この上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(単位の算定)

第3条 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業方法に応じて次の基準により単位を算定する。

一 講義・演習

15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

二 実習・実技

30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

ただし、個人指導による実技の授業については、本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 各授業科目の時間数（単位数）および授業形態は、別表1のとおりとする。

(単位および資格の授与)

第4条 定期試験（学期末または学年末）に合格した場合は、当該科目の単位を修得したものと認める。

2 教育職員免許法の規定により中学校教諭二種免許状（音楽）を取得しようとする者は、卒業要件を満たすとともに、教育職員免許法及び同法施行規則に規定する科目（下記）の単位をすべて修得し、かつ介護等の体験（社会福祉施設5日間、特別支援学校2日間）を終了しなければならない。

①基礎教育科目：日本国憲法、外国語コミュニケーション

②専門教育科目：副科実技〔声楽〕（音楽実技（B）履修者を除く。）、
副科実技〔ピアノ以外の器楽（合奏法・伴奏法含む。）〕、
（音楽実技（C）履修者を除く。）

指揮法、音楽科教育法、

※大学が独自に設定する科目－重唱，創作研究・楽曲分析

③教職に関する専門科目：13科目（全科目）

（受験資格）

第5条 次に該当する場合は，定期試験の受験資格は与えられない。

- 一 出席時間数が，当該科目の授業回数の2/3に満たない者。
- 二 「聴講届」を提出していない科目。
- 三 やむを得ない事情（傷病，災害等）で試験を受けることができない場合の「欠席届」および「公欠届」（医師の診断書等の証明書付）が未提出の者。
- 四 授業料を所定の日までに納入していない者。ただし，「延納願」提出者は除く。
- 五 音楽実技科目の「実技試験受験票」を期限までに提出しない場合。

（成績の評価）

第6条 成績表示は5段階とし，S・A・B・Cを合格，Dを不合格とする。なお，再試験合格の成績評価は「C」とする。

表示	S	A	B	C	D
評点	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59点以下

（追・再試験）

第7条 第5条に該当しない者に限り，願出によって追試験を行う。また，不合格となった科目については再試験を行うこともある。

2 追・再試験を受験希望する者は，「受験願」に所定の受験料を添えて事務局まで提出する。

（卒業単位）

第8条 卒業に必要な単位は，次の各号から合計62単位以上を修得しなければならない。

- 一 基礎教育科目
合計15単位以上。
- 二 専門教育科目
必修科目18単位および音楽実技8単位，合計26単位以上。
- 三 前各号のほか，基礎教育科目または専門教育科目のうちから合計21単位以上。

（授業関連）

第9条 休講は原則として授業開始時刻までに掲示する。授業開始25分経過しても授業が開始されない場合は，特に指示のない限り休講とする。なお，休講の場合は授業実施回数には含まない。

2 休講になった授業については，原則として補講を行う。

（その他）

第10条 本細則に定めのないものについては，本学学則を準用する。

附則

この細則は，平成21年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 6 条の規定は、平成 29 年度入学生から適用する。

附則

この細則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 3 条 2 項及び第 4 条 2 項については、平成 31 年度入学生から適用する。

附則

この細則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 3 条 2 項及び第 4 条 2 項については、令和 3 年度入学生から適用する。

附則

この細則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 3 条 2 項及び第 4 条 2 項については、令和 4 年度入学生から適用する。

別表1 (履修細則)
音楽科科目一覧

区分	科目名	授業形態	時間数 (単位数)	1年		2年		備考
				前期	後期	前期	後期	
基礎 教育 科目	英語 I	講義	30 (2)	○				
	英語 II	講義	30 (2)		○			
	音楽キャリア講座	講義	15 (1)		○			
	全人教育講座	講義	15 (1)	○				
	体育実技	実技	60 (2)	○	○			
	情報機器操作	講義	30 (2)	○				
	哲学	講義	30 (2)				○	6科目より 8単位必修
	歴史学	講義	30 (2)	○				
	言語表現法	講義	30 (2)		○			
	経済学	講義	30 (2)				○	
	日本国憲法	講義	30 (2)				○	教職課程受講者は必修
	心理学	講義	30 (2)		○			
	ドイツ語	講義	30 (2)	○				
	外国語コミュニケーション	講義	30 (2)				○	教職課程受講者は必修
	演奏と身体	講義	30 (2)	○				
	音楽療法概論	講義	30 (2)	○				
	介護の基本	講義	30 (2)	○				
	障害者福祉論	講義	30 (2)				○	
	リハビリテーション論	講義	30 (2)				○	
	発達心理学	講義	30 (2)				○	
専 門 教 育 科 目	音楽理論 (作曲法・編曲法を含む。)	講義	90 (4)	○	○			
	音楽史 (日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。)	講義	60 (4)			○	○	
	ソルフェージュ	演習	120 (4)	○	○	○	○	
	合唱	演習	120 (4)	○	○	○	○	
	卒業演奏	実技	(2)				○	
	音楽実技							
	(A) ピアノ (合奏法・伴奏法を含む。)	実技	60 (8)	○	○	○	○	音楽実技 (A)・(B)・(C)・(D) のうち1科目8単位必修
	(B) 声楽	実技	60 (8)	○	○	○	○	
	(C) ピアノ以外の楽器 (合奏法・伴奏法を含む。)	実技	60 (8)	○	○	○	○	
	(D) 作曲	実技	60 (8)	○	○	○	○	
	合奏	演習	120 (4)	○	○	○	○	音楽実技 (C・D) 履修者は必修
	副科実技							
	(A) ピアノ (合奏法・伴奏法を含む。)	実技	30 (4)	○	○	○	○	音楽実技 (A) の履修者以外は必修
	(B) 声楽	実技	30 (2)	○	○			
	(C) ピアノ以外の楽器 (合奏法・伴奏法を含む。)	実技	30 (2)	○	○	○	○	教職課程受講者で、音楽実技 (C) 以外の履修者は必修
	指揮法	演習	30 (2)		○			教職課程受講者は必修
	重唱	演習	30 (2)	○	○			
	創作研究・楽曲分析	講義	30 (2)	○		○		
	音楽科教育法	講義	30 (2)		○			
	コード進行法基礎 (グレート)	講義	15 (1)		○			
	コード進行法 I	講義	30 (1)	○	○			
	コード進行法 II	講義	30 (1)			○	○	
	電子オルガン創作編曲 I	演習	15 (1)	○	○			
	電子オルガン創作編曲 II	演習	15 (1)			○	○	
	ポリフォニーの演奏法	講義	30 (2)			○		
	ピアノ指導法	講義	30 (2)	○				
	演奏表現法	講義	30 (2)		○			
	初見・伴奏法	講義	30 (2)				○	
	音楽療法 I (基礎)	講義	30 (2)		○			
	音楽療法 II (臨床)	講義	15 (1)			○		
	音楽療法 III (技法)	講義	15 (1)			○		
	邦楽概論 I	講義	30 (2)	○				
	邦楽概論 II	講義	30 (2)		○			
	療法音楽研究	講義	15 (1)	○				
	音楽基礎演習 I	演習	30 (1)	○	○			
音楽基礎演習 II	演習	30 (1)			○	○		
音楽療法総合演習	演習	30 (2)				○		
音楽療法実習	実習	90 (3)				○	事前事後指導1単位含む。	
楽器調整法 (和楽器)	演習	30 (2)	○	○				
邦楽合奏研究	演習	30 (2)			○	○		
邦楽総合演習	演習	30 (2)			○	○		
吹奏楽概論 I	講義	30 (2)	○					
吹奏楽概論 II	講義	30 (2)		○				
アンサンブル演習	演習	15 (1)	○					
楽曲編曲	演習	15 (1)		○				
吹奏楽実践演習	演習	30 (2)				○		
吹奏楽運営法	演習	30 (2)				○		
教 職 に 関 す る 専 門 科 目	教育原理	講義	30 (2)	○				教職課程受講者は、全科目必修
	教職概論	講義	30 (2)	○				
	教育心理	講義	15 (1)		○			
	特別支援教育	講義	15 (1)	○				
	道徳教育の指導法	講義	15 (1)			○		
	総合的な学習の時間の指導法	講義	15 (1)			○		
	特別活動の指導法	講義	15 (1)		○			
	教育課程・方法論	講義	15 (1)	○				
	教育とICT活用	講義	15 (1)		○			
	生徒・進路指導	講義	15 (1)			○		
	教育相談	講義	15 (1)	○				
	教育実習	実習	150 (5)		○	○		事前事後指導1単位含む。
教職実践演習 (中学校)	演習	30 (2)				○		

宇都宮短期大学音楽科試験細則

(目的)

第1条 この細則は、宇都宮短期大学学則と音楽科履修細則に従い、試験について必要な事項を定めたものである。

(試験の意義と方法)

第2条 試験は、授業科目の単位認定にあたって必ず行わなければならない。

- 2 試験とは、履修した科目についての到達度を判定するための方法であり、筆記、論文、レポート、実技等によって行う。

(試験の種類)

第3条 試験には、定期試験・追試験・再試験・平常の授業時間中の試験がある。

- 一 定期試験とは、学事暦で定められた日程で行う試験で、中間試験・前期終了試験・学年末試験に分ける。中間試験・前期終了試験・学年末試験は、学事暦の定めるところに従う。
- 二 追試験とは、病気、交通機関の障害等やむを得ない理由のため、定期試験を受験できなかった者に対して行う試験である。
- 三 再試験とは、定期試験において不合格になった者のうち、授業科目担当教員が許可した者に対して行う試験である。
- 四 平常の授業時間中にする試験とは、学期の途中において授業科目担当教員が随時行う試験である。

(定期試験の方法)

第4条 定期試験の実施については、次の号による。

- 一 定期試験実施科目、その方法、日時及び教室は試験開始日より2週間前に発表する。
- 二 試験監督には、当該授業科目担当教員が、その教員に支障がある時は他の教員があたり、監督補助の必要がある時は他の教員があたる。
- 三 試験を受ける者は、監督及び監督補助の指示に従わなければならない。
- 四 試験時間は、原則として45分とする。ただし、試験監督の指示のある場合は、この限りではない。
- 五 試験開始後25分を超えて遅刻した者は、その試験を受けることができない。
- 六 写真を貼付した当該年度の身分証明書を所持しない者は、その試験を受けることができない。
- 七 試験開始25分を経過しなければ退場できない。ただし、試験監督の指示ある場合は、この限りではない。
- 八 問題・解答用紙は必ず提出する。持ち帰った場合は不正行為とみなす。ただし、試験監督の指示ある場合は、この限りではない。
- 九 持ち込みを許可されているもの以外の物を持ち込んだ場合は、不正行為とみなす。

十 会場で携帯電話等の使用は認めない。

(追試験の方法)

第5条 追試験の実施については、次の号による。

- 一 追試験の受験を希望する者は受験願に受験料を添えて、指定された期間内に事務局に提出しなければならない。
- 二 前号の受験願には、定期試験を受験できなかった理由が病気の場合は診断書、交通機関の事故の場合は関係当局の事故証明書等、やむを得ない事情を公に証明する書類等を添付する。
- 三 追試験のその他の実施方法は前条に準ずる。

(再試験の方法)

第6条 再試験の実施については、次の各号による。

- 一 再試験の受験を許可された者は、受験願に受験料を添えて、指定された期間内に事務局に提出しなければならない。
- 二 再試験のその他の実施方法は、第4条に準ずる。

(平常の授業時間中の試験)

第7条 平常の授業時間中の試験の実施方法は、第4条に準ずる。

(不正行為への処置)

第8条 各試験における不正行為の処置は、別に定める不正受験の処罰による規定による。

(追試験・再試験の成績評価)

第9条 追試験の成績評価は、原則として得点の8割とする。再試験の成績評価はC及びDのみとする。ただし、公欠届による追試験の評価はこの限りではない。

(緊急時の対応)

第10条 本細則に定める試験の実施において、天変地異やその他の緊急事態が発生したときの同試験の取り扱いについては教務部で協議して決定する。

附則

本細則は平成21年4月1日より施行する。